

裁 決 書

審査請求人

奈良市〇〇〇
〇 〇 〇 〇

上記代理人

奈良市〇〇〇
〇 〇 〇 〇

処分庁

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
上記代表者 奈良市長 仲 川 元 庸

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでした審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

第1 概要

本件は、請求人に係る平成〇〇年度国民健康保険料決定処分（以下、「本件処分」という。）に対し、請求人が、当該保険料は、請求人の世帯の収入に比して高額であり、また、1回あたりの納付額が請求人にとって支払い可能な金額になる程度に納付回数を増やすことに処分庁が応じないことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めた事案である。

第2 審査請求に至る経緯等

請求人は、奈良市国民健康保険の被保険者（世帯主）であり、請求人の世帯に属する同保険の被保険者は、他に、請求人の妻である審査請求代理人（以下、「代理人」という。）のみである。

処分庁は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、請求人に対し、平成〇〇年度国民健康保険料を年額〇〇万〇〇〇〇円とし、その納期は同年6月から翌年3月までの各月（納付回数は計10回）とする決定を通知した。

代理人は、処分庁に対して、請求人に係る年間保険料の減額及び納付回数の増加を求めたが、処分庁は、代理人に対して、年間保険料の減額はできないこと及

び納付回数は12回に変更ができるが、その回数を超える対応はできない旨回答した。

請求人は、年間保険料額及び納付回数を12回を超える対応はできないとする処分庁の対応に不服があるとして、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 請求人の主張

(1) 平成〇〇年度の年間保険料が高すぎることを。

請求人は、平成〇〇年〇月に失業したため、同年〇月及び〇月ともに、収入が0円であった。また、代理人の月収は、約〇〇万〇千円（通勤交通費会社負担分〇万〇千円を含む。）である。代理人の収入から、家賃及び通勤交通費を差引いた約〇万円から、食費や持病がある請求人の通院費等を支払わなければならない、毎月〇～〇万円を借入れしてなんとか生活している。請求人の年間保険料は、請求人の世帯の収入に比して高額であり、負担が非常に重い。1回当たりの納付額、年間保険料額ともに減額してほしい。

(2) 10回と定められた保険料の支払い回数を、最大12回までしか増やさないこと。

請求人は、支払い困難な状況が約7年前から続いており、かつては処分庁に相談して、1回あたりの納付額を請求人が支払い可能な金額に変更してもらっていた。しかし、2年前ぐらいからは、処分庁は全く話をきかない状態になった。

第2 処分庁の弁明

1 弁明の趣旨

請求人の請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 奈良市国民健康保険料の算定は、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）（以下、「市条例」という。）第10条第1項に規定される賦課期日の属する年の前年の所得に基づき算定され、また、低所得者に対する軽減措置は、市条例第16条の規定に基づくことになっている

本件処分は、市条例に基づいて行った適法なものである。

(2) 請求人の主張は、いずれも主観的なものであり、処分庁として適正な説明を行ったままで、本件処分を取り消す理由にはならない。

理 由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条により、市町村国民健康保険の賦課額、料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとされており、市条例は、これらの事項を国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）で定める基準に従って定めている。

本件処分に係る賦課額は、市条例の規定に基づき正しく算定されたものであり、本件賦課処分は、違法または不当なものではない。

納期及び各納期に納付すべき保険料の額についても、市条例の規定に基づき正しく設定又は算定されたものであり、また、納付回数については法令上特段の定めがなく保険者の裁量に委ねられると解される。したがって、1回あたりの納付額が請求人にとって支払い可能な金額になる程度に納付回数を増やすことに処分庁が応じないとしても、違法又は不当なものではない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないため、主文のとおり裁決する。

平成29年3月3日

審査庁 奈良県国民健康保険審査会
会長 石 黒 良 彦

この裁決の取消しの訴えは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起することができます。（なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）

ただし、同法第10条第2項の規定により、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。